

※届出受理番号	
※届出受理年月日	年 月 日

特別の法人無料職業紹介事業届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者

職業安定法第33条の3第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1	(ふりがな) 名 称		
2	(ふりがな) 所 在 地	〒 □ □ □ — □ □ □ □ 電話 ()	
3 その役員の氏名、役名及び住所			
	氏名(ふりがな)	役 名	住 所
代 表 者			〒 () () —
			〒 () () —
			〒 () () —
			〒 () () —
			〒 () () —
			〒 () () —
			〒 () () —
			〒 () () —
4 職業紹介事業を行う事業所に関する事項			
事 業 所			
名 称		所 在 地	
職業紹介責任者氏名等			担当者職・氏名・電話番号
氏 名		住 所	() —

第13 様式集

様式第1号の2(第2面)

5 事業開始予定年月日	年 月 日	
6 構成員の範囲等		
7 取次機関		
(ふりがな) 口 名 称	-----	
(ふりがな) ハ 住 所	-----	

ニ 事業内容		
8 備 考		

届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

様式第1号の2(第3面)

記載要領

- 1 ※欄には、記載しないこと。
- 2 届出者欄には、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 4欄には、職業紹介を行う事業所を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 4 6欄には、求人者（当該法人の直接若しくは間接の構成員又は構成員以外の者を別に）の範囲及び数を、及び求職者（当該法人の構成員若しくは構成員に雇用されている者又はこれらの者以外の者を別に）の範囲及び数についてをそれぞれ記載すること。
- 5 7欄の取次機関は、国外にわたる職業紹介事業を取次機関を利用して行う場合のみイからハまでに掲げる事項を記載すること。